

エルタックスASPサービス仕様書

1 業務名

エルタックスASPサービス提供業務

2 概要

受託業者は、本市が地方共同法人地方税共同機構（以下「共同機構」という。）が運営している地方税ポータルシステムに参加し、地方税の電子申告に関する処理、および、個人住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信等に関する処理（以下、「年金特徴」という。）、所得税に係る確定申告データの送受信等に関する処理（以下「国税連携」という。）、を行うため、地方税ポータルシステムにおける審査システム等（以下「審査システム等」という。）を LGWAN-ASP 方式で提供するとともに、本市に設置する審査システムおよび国税連携システムの操作端末（以下「審査クライアント等」という。）の設定や総合試験等の支援を行う。

なお、平成 31 年 3 月 29 日付総務省告示第百五十一号「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」と同様のセキュリティ対策を実施していること。

3 期間

本ASPサービス利用にかかる全体スケジュールは以下のとおりであるが、詳細な日程については、本市と受託業者の協議により決定することとする。

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和 11 年 11 月 30 日とする。
- (2) ASP サービス試験利用期間等は令和 8 年 12 月 6 日までとする。導入作業が必要な場合には、既存のASP本番環境で稼働している運用が途切れることなく、新ASP本番環境でスムーズに運用開始できるよう初期設定作業（環境設定、事前動作確認及び操作研修など）を行い、テスト環境、新本番環境にて十分な動作テストなどを行うこと。また、既存の認定委託先事業者等からの変更にかかるデータ移行作業等が発生する場合には、当該データ移行作業等を行うこと。
- (3) 受託業者が本市の認定委託先事業者としてASPサービスを利用できる期間は、令和 8 年 12 月 7 日以降となるが、契約締結後に認定委託先事業者等への変更にかかるデータ移行作業等が発生する場合の当該作業期間は、本市と受託業者が協議の上、別途定める。

4 対象税目等

- (1) 電子申告業務
 - ① 法人市民税
 - ② 固定資産税（償却資産）

- ③ 個人住民税（給与支払報告書や特別徴収に関する手続き等）
- ④ 事業所税
- ⑤ 市税に係る申請・届出（共同機構が標準様式として定めるもの）
- ⑥ たばこ税
- ⑦ 入湯税

※⑥及び⑦はエルタックスでの申告受付対応後から取り扱うこと。

- (2) 年金特徴業務
- (3) 国税連携業務
- (4) その他必要なサービスの提供

※地方税共同機構から提供すべきとされている各種機能やサービス等の適切な提供

5 サービス提供費用

本市が受託業者を本市にかかる認定委託先事業者として利用するASPサービスの利用期間は、令和8年12月7日から令和11年11月30日までであるが、本サービス提供業務の委託費用は、令和8年12月分以降毎月（合計36か月）の定額月額払いとする。

なお、本費用には、導入に係る費用を全て含めるものとする。

6 システムの基本要件

- (1) 共同機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき、「認定委託先事業者」として登録された事業者が提供するサービスであること。
- (2) 共同機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システムに係る仕様書、及びその関連仕様書を満たす機能を有するものであること。
- (3) 共同機構により構築された地方税ポータルシステムに接続し動作するものであること。
- (4) 審査クライアント等と、受託業者のデータセンターに設置する審査システムサーバおよび国税連携受信サーバ（以下「審査サーバ等」という。）を接続することができること。
- (5) 市に設置する審査クライアント等の台数は、令和8年6月時点で5台である。但し、端末の台数は、eLTAX 更改等の仕様の変更により増減する。
- (6) 審査クライアント等の設置場所は、吹田市資産税課、市民税課、納税課とする。
- (7) 審査システム等のサービス提供時間帯は、土、日、祝祭日および12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までであること。なお、eLTAXの繁忙期において、ポータルセンターの休日運用や、国税庁からのデータ送信時間の延長等が実施される場合は、これに対応したサービス提供時間とすること。
- (8) 審査システムのバックアップデータは、受託業者のデータセンター及びデータセンター以外の場所に2重保存すること。
- (9) 運用稼働後の審査クライアント等のバージョンアップについては、本市担当者が行う。

バージョンアップが実施される際は、受託業者はバージョンアップに伴う連絡を随時実施するとともに、バージョンアップ作業の支援を行うこと。

- (10) 審査クライアント等のハードウェアで入れ替え等が発生した際は、再インストール作業を受託業者が実施すること。また、再インストール作業等はサービス提供費用の範囲で実施すること。OSのセキュリティ更新プログラムの更新終了による大規模な端末の入替がある可能性を想定すること。
- (11) 国税連携データは受託者が7年以上保存すること。また、保存期間のうち少なくとも2年間は自社のデータセンターに設置するサーバ等に保管すること。なお、データの保存については、職員の手を介さずに、国税連携受信サーバから自動的に実施されること。
- (12) データセンター内のサーバに保存した国税連携データについて、WEBブラウザ等で照会・印刷、およびダウンロード等を行える機能をLGWAN-ASP方式で提供すること。なお、国税連携データは申告書様式での照会及び印刷ができること。(国税連携Viewerを使用。)
- (13) 上記の要件を実現するために提供するASPサービスは、受託業者が自ら所有するデータセンターで運用を行っており、認定委託先事業者のサービスとして、地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスリスト(アプリケーション及びコンテンツサービス)に受託業者のサービスとして登録されていること。
- (14) データセンターについて、以下の要件を満たすこと。
 - ① サーバ室への入退室において、多要素認証または多段階認証を行うこと。
 - ② 免震構造により、震度7でも継続使用可能であること。
 - ③ 自家発電装置により、72時間以上連続運転が可能であること。

7 業務内容

本業務の受託業者は、システムの導入および運用に際し、以下に掲げる業務を行う。具体的な内容等については、本市担当者と協議の上、決定するものとする。

(1) 作業スケジュールの作成

受託業者は、契約締結後速やかに、本市または共同機構と審査システムおよび国税連携システム導入業務に関して協議または調整を行い、本市に対して導入業務にかかる作業実施計画(以下「作業スケジュール表」という。)を提出する。作業スケジュール表には、次にあげる事項を記載すること。

- ① データ移行作業に関すること。
- ② 審査クライアント等の設定変更作業に関すること。
- ③ 総合運転試験の実施作業に関すること。
- ④ その他、本市が導入業務において必要と判断する事項に関すること。

(2) データ移行作業支援

共同機構が定める「リプレイス計画書」や「審査システムDB・ログ移行運用手引書」

等の仕様書および共同機構の指示に従い、既存データの取込作業を行う。なお、既存データの取り出し作業については、移行元認定委託先事業者が行う。

(3) 審査システムおよび国税連携システムの設定作業

審査サーバ等において、本市が利用するサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行う。

(4) 審査クライアント等の設定変更作業

本市が用意する審査クライアント用機器に対して、共同機構仕様書に基づき、必要なソフトウェアのインストールおよび設定作業を行う。設定作業後は、サーバークライアント間の接続確認試験を行う。共同機構より指定される総合運転試験の実施時期までに設定作業は完了させること。なお、審査クライアント用機器の仕様については、共同機構仕様書におけるハードウェア要件およびソフトウェア要件を満たすパソコンとする。

(5) 総合運転試験の支援業務

共同機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本市が実施する総合運転試験についての支援を行う。

- ① 試験事前打ち合わせ
- ② 試験時における問い合わせ対応
- ③ 試験結果（試験項目票）の内容確認
- ④ 試験時における共同機構との連絡調整

(6) データ連携に係るシステムの設定作業

基幹税務システムとのデータ連携をスムーズにするため、データ記録媒体を用いたデータ連携に係るシステムを構築し、その初期設定を行う。

(7) ドキュメント類の提供

導入時および運用稼働後に必要となる運用マニュアル等の各種ドキュメント類の整備を行い各作業等の開始までに提供する。ドキュメント類は全て日本語表記のものであること。またこれらは、共同機構から提供される各種「手引き書」を補完し、簡易に整理されていること。

特に、事業者の変更等により新たに導入作業が生じる場合は、作業スケジュール表や総合運転試験手順書等のドキュメントの提供を行うこと。

(8) 利用サービスの提供

「6 システムの基本要件」に掲げたシステムおよびサービスを本市に提供する。

(9) 運用保守体制

導入時および運用稼働後、さらにシステム障害時など、十分なサポートができる体制を整えること。本市担当者が初めて実施する処理の際は、立ち会いを実施するなどの対応をとること。また、年金特徴の団体回付データの送受信については、独自のマニュアルを提供するとともに、出力開始日や格納期限をメール等で通知を行うこと。

(10) 問い合わせの受付等

導入時および運用稼働後における不明点や疑問点などの問い合わせを受け付け、期限を決めて、メールや書面または口頭で回答すること。また、必要に応じて市へ訪問するなどして本市担当者に対し適切な対応を行うこと。

また、本市担当者向けにサービスの運用に必要な団体向け最新情報、各種ツールや仕様書、FAQ等を提供すること。

8 障害発生時等の対応

導入業務及びサービス提供業務において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行う。

9 個人情報の取り扱い

受託業者は、導入業務およびサービス提供業務の履行にあたり、個人情報の保護に留意し、「吹田市情報セキュリティポリシー」等、本市が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

10 その他

- (1) 本契約は法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。
- (2) 翌年度会計以後の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得る。
- (3) 共同機構仕様書の新設または改訂により、この仕様書の内容を本市および受託業者協議のうえ変更することがある。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で、対処方法を決定する。

以上